

国民年金 保険料の免除 申請受付中

問 保険年金室 ☎(24) 8956



経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが難しい場合は、申請すれば納付を免除か猶予される場合があります。申請時点から2年1か月前までさかのぼって申請できます。新型コロナウイルス感染症の影響で納付が難しくなった場合も申請できます。

申請手続きに必要なもの

- ✓前年の所得で審査されます。申告が済んでいない人は、収入を申告してください。
- ✓マイナンバーカードか通知カード
- ✓基礎年金番号のわかるもの
- ✓失業（退職）が理由の場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など公的機関の証明書の写し
- ✓窓口に来る人の顔写真付き本人確認書類。ない人は本人確認できる書類を2点

■ 保険料を免除します

免除額は、全額・4分の3・半額・4分の1のいずれかです。本人、配偶者、世帯主の前年所得で判定されます。全額免除以外は、減額後の保険料を納付しないと未納期間になります。

■ 納付を猶予(50歳未満の人が対象)

本人、配偶者の前年の所得で判定されます。



学生は学生納付特例制度を利用できます。詳しくはお問い合わせください。



市長コラム 86

【人口減少】

銚子市長 越川 信一

7月6日、東京で開催された「都市の未来を語る市長の会」に出席した。「人口減少と都市自治体」をテーマに、34名の市長と意見交換をさせていただいた。日本の人口は2008年をピークに減少の一途。少子高齢化、労働力人口の減少、税収の減少が自治体経営に追い打ちをかける。日本全体の人口は2020年国勢調査で1億2615万人。2015年の国勢調査人口に比べて約95万人減少した。2060年には8700万人まで減少すると推計されるが、国の地方創生の目標値は1億人。人口減少を推計値より1300万人抑制したい考えだ。銚子市の国勢調査人口は、昭和40年（1965年）の9万1492人をピークに減少を続ける一方、外国人住民

は2300人台まで増加しているという特徴も。

▼「市長の会」での主な意見
 ▼子育て支援や雇用の創出が自治体の生き残りの鍵を握る。しかし、単に企業が来れば人口が増えるわけではない。
 ▼人口減少対策として自殺対策、子どもの死亡防止にも力を入れるべき。
 ▼学力の高い地域は人口が増えている（戸田市、西条市）。子育て世代を呼び込むには学力向上が重要。
 ▼人口減少の「克服」ではなく、人口減少を「前提」として、人口減少と「共存」していくまっすぐりが大切。
 ▼子育て支援は国の必要条件であり、給食費や子ども医療費の無償化は自治体独自で行うのではなく、ナショナルミニマム（最低限度の生活水準）として国が行うべき。
 ▼子育て支援は現金給付ではなく、政策で競うべき。近隣自治体間で競い合っても、不毛な人口の奪い合いになる。消耗戦になり、財政力の弱い自治体は対応できない。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 現況届・所得状況届を提出してください

申問 1 子育て支援課 ☎(24) 8967 2 ~ 4 障害支援室 ☎(24) 8968

手当を受けている人の前年の所得や8月1日現在の養育状況などを確認します。対象者には8月上旬に用紙を郵送します。届け出をしないと、受給資格があっても11月分からの手当が受けられなくなることがあります。2年以上届け出がない場合は、手当を受けの権利がなくなります。ご注意ください。要件に該当しても、所得制限などで対象にならないことがあります。



1	児童扶養手当…現況届
期限	8月31日(水)
対象	要件のいずれかに該当する18歳(障害のある人は20歳)までの児童を養育している人
要件	●父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない ●父(母)が死亡した ●父(母)が重度の障害者である ●父(母)の生死が明らかでない ●父(母)から1年以上遺棄されている ●父(母)が保護命令を受けている ●父(母)が1年以上拘禁されている ●未婚の母の子である

2	特別児童扶養手当…所得状況届
期間	8月12日(金)~9月12日(月)
対象	障害のある児童(20歳未満)を介護する家庭で、次の要件に該当する人
要件	●身体や精神に重度または中等度の障害を持つ児童を監護している父母が障害児を監護し同居・生計を維持する養育者であること ●対象の児童が児童福祉施設(保育所・母子生活支援施設・通所施設などを除く)などに入所していないこと

3	特別障害者手当…所得状況届
期間	8月12日(金)~9月12日(月)
対象	在宅で、寝たきりなど次の要件に該当する重度の障害があつて日常生活に常に介護を必要とする人
要件	●年齢が20歳以上で、おおむね身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠の1程度で複数の障害がある人が同程度の疾患、精神障害のある人 ●障害者手帳を持っていない要介護4、5で常に特別な介護が必要な在宅の人も対象になる場合があります。詳しくは相談してください

4	障害児福祉手当…所得状況届
期間	8月12日(金)~9月12日(月)
対象	在宅で、次の要件に該当する重度の障害があつて日常生活に常に介護を必要とする人
要件	年齢が20歳未満で、おおむね、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠から㉡の2程度の障害のある人